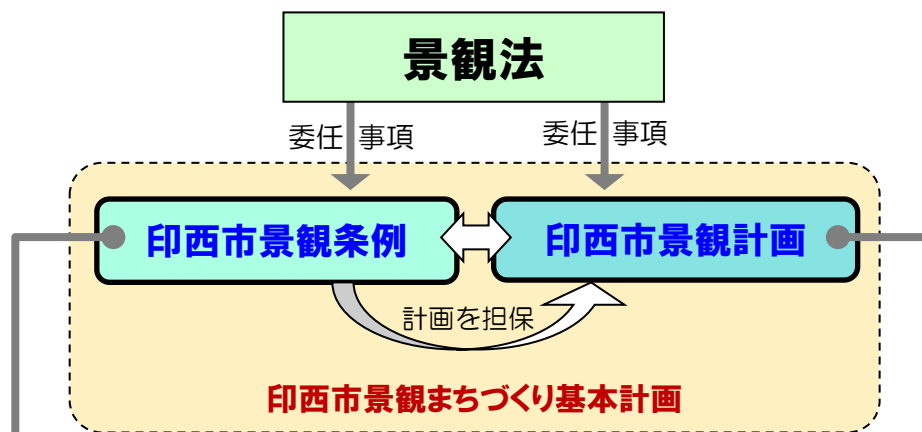


■景観法と印西市景観条例・景観計画の関係

- ・景観条例と景観計画は、景観法のもとで一体となって運用されるものです。
- ・景観条例は、景観法において委任されている事項（委任条例）や景観法のみでは対応できない事項（自主条例）などを定め、景観行政を運用していく根拠となるものです。
- ・景観計画は、景観法を根拠に策定されるもので、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために、景観に関する方針や具体的制限事項等を定める計画です。



【景観条例】…景観計画を運用するための基準等を定めるもの。

＜委任条例＞（法に基づき定めるもの）

- 届出対象行為
 - ・条例で定めることにより、法に基づく届出行為となる。
 - ・条例で定めないと全ての建築物等が対象になる。
- 特定届出対象行為
 - ・変更命令や原状回復命令を行える行為を定める。

＜自主条例＞

- 景観計画に定められているが、法に規定がない項目で、条例で担保させる必要があるもの
 - ・法で規定する以外の手続き等（事前協議、完了等の報告、景観審議会等）

【景観計画】…景観形成の基本事項、景観形成基準や届出行為等を定めるもの。

- 景観計画区域
- 景観形成の基本目標と基本方針
- 届出対象の行為
- 建築物等の配置・形態意匠・色彩等に関する景観形成基準
- 屋外広告物の表示又は掲出等に関する行為の制限に関する事項
- 公共施設による景観形成
- 景観計画の運用と見直し等

■印西市景観まちづくり基本計画と印西市景観計画との関係

- ・平成 28 年度に策定した「印西市景観まちづくり基本計画」と本年度策定予定の「印西市景観計画」の関係は以下ようになります。
- ・景観計画には、必須事項、努力事項、選択事項などがあります。

